

# 14春の組織・共済強化拡大交流集会



大阪自治労連は、3月1日・2日に「14春の組織・共済強化拡大交流集会」を大阪コロナホテルで開催しました。23単組・本部から146人の参加の下、記念講演、基調報告、分散会などで組織・共済の拡大・強化の意義を話し合い、意思統一を行いました。

# 目標を議論し、全員参加の

# 総対話をすすすめよう！

声を挙げなければ奴隷だ

まず、記念講演は「労働組合がなければ生きていけない」と題して、毎日新聞記者の東海林智さんが労働組合の役割を話されました。

「1944年のILO総会で採択されたフィラデルフィア宣言の根本原則①労働は商品でない②表現・結社の自由は進歩のために欠くことができない③一部の貧困は全体の繁栄にとって危険④の目標が今も勝ち取れていない。だから、労働政策の会議で労働者を『余剰在庫』『価格調整』と商品化し、労働移動や限定正社員など経営側の主張に沿った労働法制の改悪がすすめられている。中でも、正規職員は、厳しい競争に



講演をする東海林さん

追いやられ、非正規職員は、自分が社会に必要なのだろうかと思いをなくしている。だからこそ、労働者は声を挙げなければならぬ。声を挙げなければ奴隷だ。働く者はすべてつながっており、社会的な運動に立ち上がろう」と、熱く語られました。

また、共済の役割について、道修商事の松浦章さんは、「TPPなど『市場原理主義』が強調されるが、共済・保険は『助け合いの精神』に基づくもので労働組合の精神と同じ」と、述べられました。

労働組合の魅力や仲間を増やそう

分散会では、労働組合の魅力や役割を語り、職場で対話をして労働組合に参加してもらうこと、職場活動にこだわりを持って明るく元気な運動をすすめていくこと、要求を実現させるために仲間を増やすことなどを議論しました。

最後に、この春の月間で仲間を増やし、要求が実現する活動にしていることを確認しました。

# 地方自治にもつとて 憲法を活かそう

「憲法を執行せよ！」のスローガンの下で、憲法キャラバンに取り組みました。2月17日からスタート。3月議会前とあって、日程調整が難しかったのですが、2週間で15市町村を訪問しました。

憲法遵守や地方自治制度の確立に 共通する思いが

懇談では、憲法遵守の立場や地方自治制度の確立など、労使の立場は違っても、共通する思いがありました。特に、一昨年から国家公務員7・8%賃下げを

## 憲法キャラバン 2月17日～2月28日 15市町村を訪問

地方自治体にも強要する国のやり方に対しては、「独自の財政努力をしているのに、賃金削減を国から事実上強制されることに納得できない」という話が多く聞かれました。

さらに今回、地方交付税を減額した上で、一般行政経費として「地域の元気創造事業費」を計上し、配分については行革努力を反映させるとし、その対象には人件費にとどまらず経常的経費にまで広げて、恒久的な措置として導入しようとしていることに、自治体としても大きな憤りがあることが話されました。

「長期の賃下げは 職員のモチベーションにも関わる」

自治体労働者の賃金について各当局は、相当期間にわたって賃下げが続いていることから、大阪府が人事委員会のプラス勧告を実施したこともあり、「職員のモチベーションに関わる問題」として受け止めていることがわかりました。

これからも、定期的に懇談を続けていくことが大切だと感じました。

## 第22回自治体保育労働者の全国集会inおおさか

練習を重ねた軽快な「よっちょれ」踊りで、全国の参加者を歓迎



## 公的保育制度を改悪させないために総力をあげて 運動をすすめよう

「第22回自治体保育労働者の全国集会inおおさか」が2月22日・23日に「エルおおさか」で開催され、全国からのべ1100人が参加しました。オープニングは、昨年の日本のうたごえ祭典で全国の保育士と歌った「この手でつかみたい」の合唱や寸劇、若手を中心に練習を重ねた軽快な「よっちょれ」踊りで全国の仲間を歓迎しました。

公的保育の制度の改悪となる「子ども・子育て支援新制度」が来年4月本格施行に向け、政府・自治体により急ピッチで進められる中、集会では、最新の情勢や各地方の取り組みを交流し、「新制度」の保育内容、基準が決まる5月に向け、各地域・単組の総力をあげて運動をすすめようと6分科会、2講座に分かれて学び合いました。

立命館大学国際平和ミュージアム名誉館長の安斎育郎氏が記念講演し「憲法を変えるということは平和主義そのものを脅かす。一人ひとりには『微力』ではあっても『無力』ではない。集まれば大きな力になる」と参加者に呼びかけました。

各単組からのべ200人を超える要員が集会の成功を支えました。

今月のキーワード 不当労働行為

使用者が労働組合運動に対して行う妨害的行為。組合員に対する不利益処分・団体交渉拒否・支配介入・報復的差別待遇などで、労働組合法により禁止されています。橋下大阪市長(当時)が、2012年1月30日に一方的に庁舎内にある組合事務所の「退去通告」を行い、2012年度の使用許可申請に対して「不許可」とした問題について、2014年2月20日、大阪府労働委員会は橋下市長による「不当労働行為」を認定し、謝罪文の手交を命令しました(市側は、中央労働委員会へ再審査請求しています)。

ジェンダー平等にむけて 国際女性デー

1908～9年にパンと参政権を要求して立ちあがったアメリカの女性たちのたたかいを記念して、1909年ドイツのクララ・ツェトキンが提唱し、世界の女性が連帯して行動する日と決められたのが3月8日の国際女性デーです。日本では1923年以来様々な困難を乗り越え引き継がれてきました。